

報道関係者 各位

令和8年2月2日

【照会先】

人材開発統括官付能力評価担当参事官室

参事官 飯田 明子

主任職業能力検定官 大村 倫久

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5976, 5945)

(直通電話) 03(3502)6958

令和7年度第4回「団体等検定制度についての出張相談会」を開催します ～検定の立ち上げ等についてのご相談を受け付けます～

厚生労働省は、令和8年2月25日に、独自に労働者の職業能力検定を実施している、または、新たに検定制度の立ち上げを検討している企業・団体を対象に、「団体等検定制度についての出張相談会」をオンライン（ウェビナー）併用で開催します。

この相談会では、「団体等検定制度」の概要に関する説明を行うとともに、検定制度の立ち上げ方、試験基準の策定手順など、具体的な検定制度の創設支援等についての個別相談を受け付けます。

団体等検定制度は、職業能力開発促進法施行規則第71条の2第1項に基づき、一定の基準を満たす民間の団体や企業が独自に行う検定の枠組みを厚生労働大臣が認定するものです。認定を受けた検定は、「厚生労働省認定」と表示することができるほか、専用ロゴマークを使用することができます。

今回の相談会は、令和7年度に予定している全4回の最終回です。



(※) 本相談会は、厚生労働省から委託を受けた「公益社団法人 日本看護家政紹介事業協会」が開催します。

第4回「団体等検定制度についての出張相談会」開催概要

日 時：令和8年2月25日（水） 14時00分～16時00分

会 場：ホテルグランドヒル市ヶ谷 真珠・翡翠（東館3階）※オンライン（ウェビナー）併用
(東京都新宿区市谷本村町4-1 グランドヒル市ヶ谷)

参 加 費：無料

申込方法：資料2「参加の申込みについて」に沿って、2月18日（水）17時までにご登録ください。

内 容：第1部 団体等検定の制度説明、制度構築・認定移行手続き等（60分程度）

第2部 個別相談（60分程度）※

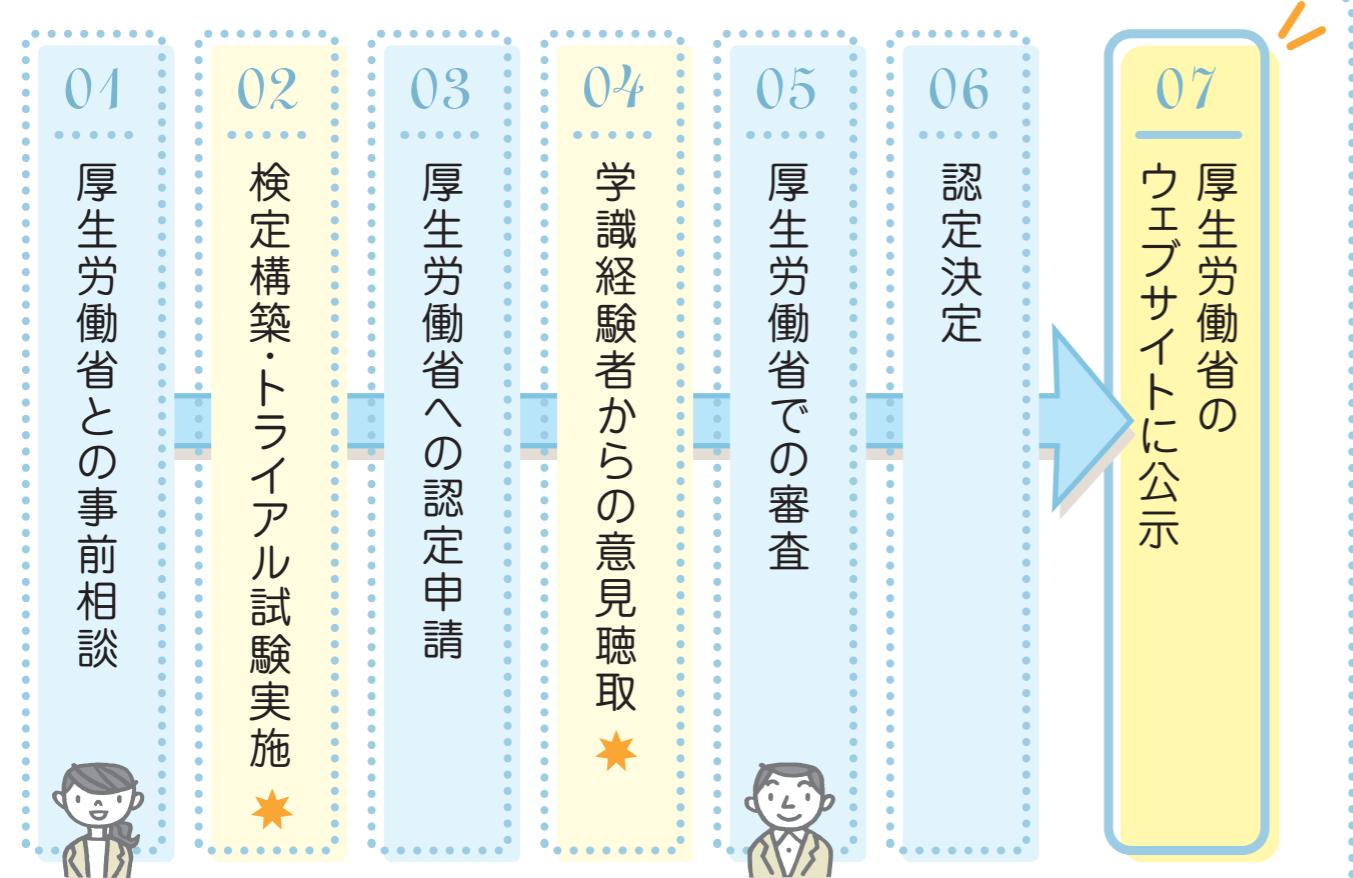
※厚生労働省担当官または団体等検定創設支援コンサルタントによる相談となります。

申込者多数により当日のご相談対応ができない場合は、対応日を別途設定します。

資料1：職業能力検定制度リーフレット

資料2：参加の申込みについて

認定を受けるまでの手続きについて



 社内検定の認定を受けている場合、上記手続きの一部を省略できる場合があります。
 (例) 試験内容等は変更せず、受検対象者のみを拡大する場合

令和7年4月1日指定分から、団体等検定の合格を目指とする講座のうち、指定基準を満たす場合は、厚生労働大臣が指定する教育訓練給付制度の指定対象講座^(※)として認められます。

(※) 受講者が教育訓練給付制度の受給要件を満たす場合は、厚生労働大臣の指定を受けた講座受講し、修了した際に受講費用の一部が支給されます。

職業能力検定(団体等検定制度・社内検定認定制度)に関するお問い合わせ

- 新たに団体等検定・社内検定の認定を目指す企業・業界団体等の方
- 団体等検定・社内検定の認定要件を確認したい方
- 具体的な団体等検定・社内検定の手続きの流れを確認したい方 など、団体等検定・社内検定の構築支援等を希望する際のお問い合わせ先

公益社団法人日本看護家政紹介事業協会(厚生労働省委託事業受託者)

電話 : 03-3353-4641 / E-mail : kentei-support@kanka.or.jp
 受付時間 : 9:00~17:00(12:00~13:00、土・日・祝日は除く)

- 職業能力検定(団体等検定・社内検定)制度全般のお問い合わせ先

厚生労働省 人材開発統括官 業能評価担当参事官室
 電話 : 03-5253-1111(内線 5945, 5976) /
 E-mail : shanaikentei@mhlw.go.jp



団体等検定制度について
詳細はこちらから

企業・団体における人材開発に関心のある皆さまへ

厚生労働省認定 職業能力検定について

NEW

新たに「団体等検定制度」を創設しました!



従来の社内検定認定制度は、個々の企業や団体が、そこで働く労働者を対象に実施する社内検定のうち、一定の基準を満たすものを厚生労働大臣が認定する制度です。一方、団体等検定制度は、雇用する労働者以外の方(求職者、学生、フリーランス等)も受検対象となるものです。当制度を人材開発のためにご活用ください。

職業能力評価制度の概要

NEW

	技能検定	団体等検定	認定社内検定
概要	厚生労働大臣が、労働者の技能を検定し、これを公証する制度(技能士)	要件を満たす民間検定を厚生労働大臣が認定※ ※検定の枠組みを認定(国家資格ではない)	要件を満たす社内検定を厚生労働大臣が認定※ ※検定の枠組みを認定(国家資格ではない)
実施機関	都道府県又は民間団体	民間団体・個別企業	民間団体・個別企業
対象技能	・全国的に業界標準が確立された技能 ・一定数の受検者が見込める職種 (概ね年間1000人以上)	地場産業、成長分野など業界標準が確立していない技能も対象	個別企業、団体において先進的・特有の技能
対象者	実施機関の雇用労働者以外も対象	実施機関の雇用労働者以外も対象	実施機関の雇用労働者のみが対象 (団体が実施する場合には会員企業の労働者)
評価方法		・学科試験+実技試験により評価 ・労働者のスキル向上を促すため、原則として複数等級	



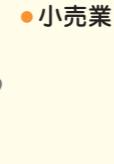
厚生労働省の認定を受けることで、期待ができる効果

01 技能の見える化・標準化



導入企業・団体の声

自己流で行っていた技能を標準化でき、どの店舗でも同じできばえの商品を提供できるようになった。



技能の標準化によりベテランの暗黙知であった技能が基準として明文化された。

● 小売業

● 金属加工機械製造業

02 従業員のモチベーションアップ



全体の中での業務の位置づけが分かり、キャリア構築の一つの目安になる。

● 繊維製品製造業

受検や講習会などを通じて継続的な勉強の場ができ、従業員のモチベーションが向上した。

● ビルメンテナンス業

03 知識や技能・技術の向上



受検を通して得た技能や知識から基本を再認識でき、商談の進め方に幅が出てきた。

● 自動車卸売業

関係者全員が連携して、スキル向上の体制づくりを強化したことでの技術習得効果が高まった。

● 小売業

04 若手従業員の定着・新入社員の採用



各職場の熟練者が真剣に練習に打ち込む姿を毎日見るうちに、キャリアプランの重要な取り組みに位置付ける従業員が出てきた。

● 輸送用機械器具製造業

目標すべき姿が明確となり、目標を持って働くきっかけとなっている。



● 建設業

05 技能評価への権威づけ



厚生労働省から認定されたことにより、安易な修正はできなくなり、権威のある持続的な制度として運用できる。

● 輸送用機械器具製造業

検定合格者のみがチャレンジできる研修や専門コースも設けており、新たな学びの機会を得るために目標の一つとなっている。

● 小売業

06 有資格者の実績への寄与



導入企業・団体の声

有資格者は総じて売上、接客数、お客様1人当たりの販売個数など高い傾向も見られる。

● 小売業

販売促進においても資格保有者は顕著な実績を示しており、受検で得た知識や技能が評価され、安心して商品を買っていただけることにつながっている。

● 小売業

07 顧客の評価



顧客との信頼関係を築くきっかけになり、売上にも貢献している。



認定を受けたことを顧客にPRすることにより、食品安全に取り組んでいる企業や病院から一定の評価を受けるようになってきた。

● ビルメンテナンス業

08 業界内での地位向上・差異化



品質の信頼性をアピールする材料にもなっている。

● 輸送用機械器具製造業

独自の資格が乱立している業界の中で、厚生労働省認定という大きな差別化を図ることができ、メリットを感じている。

● 生活関連サービス業

09 地域産業振興に貢献



組合に属する企業間の連携醸成にもつながっており、地域活性化のために取り組むという意識が徹底されている。

● 繊維製品製造業

人材育成と産業振興が相まって、商品の付加価値が高まっており地域振興に寄与するプランディングに成功することができた。

● 金属加工機械製造業

10 広報効果・企業ブランドの向上



1級取得者はワッペンをつけたり、認定証を飾ったりして積極的にPRしている。

● 自動車製造業

バッジや名刺により技術のある従業員が接していることが伝わり、顧客の安心感、信頼感の向上につながっている。

● 小売業

令和7年度 第4回 団体等検定制度についての出張相談会 参加のお申込みについて

参加のお申込みは、下記の二次元コードまたはURLをご利用いただけます

お申込み先

<https://forms.cloud.microsoft/r/GbzYSztVku>



お申込み締切

令和 8年 2月 18日 (水) 17:00

※ オンラインフォームにてお申込みいただく場合には、厚生労働省が定めるプライバシーポリシーに同意したこととみなします。
厚生労働省 プライバシーポリシーサイトURL: <https://www.mhlw.go.jp/stf/chosakuken/ms365policy.html>

※ オンラインフォーム以外でお申込みを希望される場合は、お手数ではございますが、下記問い合わせ先までご連絡ください。

第1部
説明会

参加形式をお選びください

ご来場

オンライン（傍聴のみ）

- 2/20(金)までに、参加者代表の方のメールアドレスへ第1部Zoom URLを送付します。

ご希望される場合は、
参加形式をお選びください。

当日に会場で相談

別日にオンライン相談

第2部
個別相談

- 当日の個別相談はご来場の法人様のみとさせていただきます。
- 相談の目安時間は、一法人様につき20分～30分程度です。
- 順番等、詳細はご来場の際にお伝えいたします。
- 申込者多数により当日のご相談対応が出来ない場合は、予めご連絡させていただいた上、右記のとおりオンライン相談日を別途設定します。

- お申込み方法は、第1部説明会後に案内いたします。

(第1部ご参加後のアンケートフォーム内で受け付けいたします)

オンライン個別相談について

- 受付期間：第1部説明会終了後～2/27(金)
- 相談実施日
3/3(火)～3/10(火)の11:00～、14:00～、15:30～の時間帯から選択していただきます。
- 受付締切後に日程調整の上、相談日・Zoom URLを、参加者代表の方のメールアドレスへ送付します。

公益社団法人日本看護家政紹介事業協会 (厚生労働省委託事業受託者)

お問い合わせ

Mail : kentei-support@kanka.or.jp

TEL : 03-3353-4641 平日9:00～17:00 (12:00～13:00は除く)